

第二区保育所重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	飯能市
事業者の所在地	飯能市双柳1-1
事業者の連絡先	電話 042-973-2111
代表者氏名	新井 重治

(2) 施設の概要

種別	保育所	
名称	飯能市立第二区保育所	
所在地	飯能市小瀬戸19-1	
連絡先	(電話番号) 042-972-3676 (FAX番号) 042-972-3676	
施設長氏名	山川 佳織	
開設年月日	昭和50年4月1日	
定員数	60名	
敷地	敷地全体	1,504.13 m ²
	園庭	530.34 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート2階建 (1階+2階地区行政センター)
	延べ	381.43 m ²

(3) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
保育室	2室	
一時保育室	0室	

遊戯室	1 室	
調理室	1 室	
職員室	1 室	

(4) 職員体制 (令和6年 4月 1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	1 人	1 人	0 人	
保育士	8 人	4 人	4 人	
調理員	3 人	1 人	2 人	
時間外保育補助	2 人	0 人	2 人	
保健師	0 人	0 人	0 人	
事務員	0 人	0 人	0 人	
保育補助	1 人	0 人	1 人	

(5) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定子ども (保育認定)】

利用者の決定	市が行う利用調整による
退所理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき (退所を含む。) ・ 保護者から退所の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続に重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1歳から就学前までの集団生活が可能ない児童であること。

(6) 嘱託医

医療機関の名称	土屋医院
医院長名	土屋 崇
所在地	飯能市原市場 5 6 6 - 1
電話番号	0 4 2 - 9 7 7 - 0 0 0 8

(7) 嘱託歯科医

医療機関の名称	吉良歯科診療所
医院長名	大音 心子
所在地	飯能市東町1-4-6
電話番号	042-972-3427

※年2回(春、秋)嘱託医、嘱託歯科医による健康診断を実施。

(8) 緊急時における対応方法

保護者の緊急連絡先に連絡し、児童の主治医、嘱託医等に相談、受診の措置を講じる。

【管轄する消防署】

消防署名	埼玉西部消防局飯能日高消防署稲荷分署
所在地	飯能市稲荷町1-1
電話番号	042-973-5155

【管轄する警察署】

警察署名	埼玉県警飯能警察署原市場駐在所
所在地	飯能市原市場6-2-5
電話番号	042-977-1235

(9) 非常災害対策

防火管理者	山川 佳織
消防計画届出年月日	平成30年5月7日
避難訓練	年間12回以上(毎月実施) <年1回引き渡し訓練 年2回消防署立会い2館合同訓練実施>
防災設備	消火器、誘導灯、自動火災報知機設備
避難場所	第二区保育所園庭、飯能第二小学校体育館
緊急時の連絡手段	コドモン一斉配信、災害用ブロードバンド伝言板

(10) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	主任保育士	高橋 友子
相談・苦情解決責任者	所長	山川 佳織
第三者委員	主任児童委員	内山 隆康
		宮田 久美子

(11) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	損害保険ジャパン
保険の内容	全国市長会学校災害賠償保障保険

(12) 個人情報の取り扱い

児童福祉法第18条の22により、保育所に勤務する職員は、その重要性を十分意識し、個人情報の守秘義務の遵守に努めます。

(13) 虐待の防止のための措置

児童福祉法第21条の10の5により、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者を把握した場合の市町村への情報提供について、同法第25条において要保護児童を発見した場合の通知義務の遵守に努めます。

また、児童の人権及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修に実施等、必要な措置を講じます。